

公認欠席に伴う補講願の 提出について（遡及措置）

「公認欠席に伴う補講願」は、公認欠席日の翌週の同曜日までに教務課へ提出しなければなりません。

5月11日（水）までの欠席分については、例外的に5月31日（火）までの提出を認めます。

5月31日（火）以降については、いかなる理由であっても受け付けられませんので注意してください。

20160512 教務課